

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第7号

平成26年3月27日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 川村成二君 | 9番 | 中根光男君 |
| 2番 | 岡崎勉君 | 10番 | 鈴木良道君 |
| 3番 | 山本文雄君 | 11番 | 小座野定信君 |
| 4番 | 田谷文子君 | 12番 | 矢口龍人君 |
| 6番 | 小松崎誠君 | 13番 | 藤井裕一君 |
| 7番 | 加固豊治君 | 15番 | 山内庄兵衛君 |
| 8番 | 佐藤文雄君 | 16番 | 廣瀬義彰君 |

欠席議員なし

出席説明者

| | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 市長 | 宮嶋光昭君 | 環境経済部長 | 根本一良君 |
| 副市長 | 石川眞澄君 | 土木部長 | 山本恵美君 |
| 教育長 | 菅澤庄治君 | 会計管理者 | 石塚英幸君 |
| 市長公室長 | 高田忠君 | 消防長 | 井坂沢守君 |
| 総務部長 | 木川祐一君 | 教育部長 | 金田康則君 |
| 市民部長 | 根本光男君 | 水道事務所長 | 田崎清君 |
| 保健福祉部長 | 木村義雄君 | 農業委員会事務局長 | 小松崎昇君 |

出席議会事務局職員

| | | |
|-------|----|------|
| 議会事務局 | 局長 | 君山悟 |
| 〃 | 補佐 | 乾文彦 |
| 〃 | 係長 | 坂本敏子 |
| 〃 | 係長 | 杉田正和 |

議事日程第7号

- 日程第1 議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第33号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算

- 日程第 2 請願第 4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書
- 日程第 3 議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第8号)
 議案第15号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 議案第16号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 議案第17号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
 議案第18号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予(第3号)
 議案第19号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)
 議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第3号)
 議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
 議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
 議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
 議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算
 議案第28号 石岡地方斎場組合理約の変更について
 議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について
- 日程第 4 請願第 1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書
- 日程第 5 委員会発議第4号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書(案)
- 日程第 6 請願第 2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書
- 日程第 7 委員会発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書(案)
- 日程第 8 閉会中の継続審査について
- 日程第 9 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
 議案第33号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第9号)
 議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算
- 日程第 2 請願第 4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書
- 日程第 3 議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算(第8号)
 議案第15号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 議案第16号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予（第3号）
- 議案第19号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第28号 石岡地方斎場組合規約の変更について
- 議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について

- 追加日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第4 請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書
- 日程第5 委員会発議第4号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書（案）
- 日程第6 請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書
- 日程第7 委員会発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）
- 日程第8 閉会中の継続審査について
- 日程第9 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、かすみがうら市教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、平成25年度教育委員会の運営状況及び教育委員会の所管する事務事業の点検・評価の報告書が提出され、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんをお願いします。

次に、今期定例会会期中である3月25日に、請願第4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格

差解消を求める請願書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

次に、平成26年第1回臨時会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。
以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第30号ないし議案第34号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算の5件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

ただいま上程されました議案第30号から議案第34号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、私の任期中実施している給料月額の削減率を現行の100分の50から100分の70に改めるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてにつきましては、平成26年4月1日から私の任期の末日まで教育長の給料月額を10%削減するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてにつきましては、平成26年度の1年間、5級以上の職員の給料月額を職務の級に応じて6%から8%削減するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第33号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）につきましては、財政調整基金積立金及び生活保護扶助費に係る経費を補正するため、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1億5596万5000円を追加し、歳入歳出の予算を167億2998万1000円とするものであります。

次に、議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、さきに提案した予算書中、削除すべきと指摘を受けた霞ヶ浦地区統合小学校推進に係る予算と小中学校給食費無料化に係る予算を削除し、長寿をたたえる事業については、敬老祝い品を削除し、条例どおりの敬老祝い金として予算を計上させていただきました。

また、これらに加え、市長、教育長ならびに5級以上の職員の給与等を減額させていただいた予算を組ませていただいております。

これらにより、歳入歳出予算総額はそれぞれ163億3748万4000円となり、否決されました議案第21号と比較しますと、9億2251万6000円の減額となっております。

以上、提案理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年4月1日以降の市長の給料月額の特例について、削減額を改めるため、条例の一部を改正する条例を定めるものでございます。

特例の内容につきましては、現在100分の50削減し、給料月額を38万9500円としておりますが、平成26年4月1日以降の削減率を100分の70とし、給料月額を23万3700円に改めるものであります。期末手当及び退職手当には反映しないこととしております。

次に、本条例案に関する削減額でございますが、平成26年4月から7月の任期満了までで削減額の合計は74万7000円となります。

施行期日につきましては26年4月1日としております。

続きまして、議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年4月1日から現市長の任期の末日まで教育委員会教育長の給料月額の特例を定めるため、新たにこの条例を制定するものでございます。

特例の内容につきましては、給料月額を10%減じ、現行の54万6000円から49万1400円に減額するもので、期末手当には反映しますが、退職手当には反映しないこととしております。

削減額でございますが、4月から26年7月の現市長の任期満了までで、削減額の合計は37万4000円でございます。施行期日につきましては平成26年4月1日ということでございます。

続きまして、議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年4月から平成27年3月まで職員の給与月額の特例を定めるものでございます。

特例の内容につきましては、5級以上の職員の給料を各職務の級に応じ削減し、職務の級が5級の職員が6%の減、6級の職員が7%の減、7級の職員が8%の減としております。手当につきましては、期末勤勉手当について給料月額の削減率と同率を削減することとしております。なお、退職手当については削減をいたしません。

次に、削減額でございますが、26年4月から平成27年3月までの1年間の削減額の合計が全体で4831万1000円、内訳としまして、給料が2872万6000円、期末手当が697万5000円の減、勤勉手当が361万9000円の減、共済組合負担金が899万1000円の減となります。

施行期日につきましては平成26年4月1日といたしてしております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

次に、市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第33号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

補正の内容としては、財政調整基金への積立金1億4926万5000円及び生活保護費に係る扶助費670万円を計上して、その財源としては地方特別交付税、震災復興特別交付税及び国庫負担金としております。

続きまして、議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

さきの議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算と比較して変更があった部分につきましてご説明いたします。

敬老祝い金の支給に係る長寿をたたえる事業において、扶助費698万4000円を計上し、敬老祝い品335万2000円、印刷製本費3万2000円、郵送料6万2000円を減額いたしました。

また、霞ヶ浦地区小学校統合関係予算につきましては、学校統合推進事業から車の借上料を167万6000円を減額し、南小学校施設統合環境整備事業7億1691万円を全て削除、北中学校施設統合環境整備事業129万6000円を全て削除しました。

小学校給食費無料化関係予算につきましては、小学校給食管理運営事業から補助金9782万2000円を削除し、中学校給食管理運営事業から補助金6099万9000円を削除しました。これに加え、特別職及び管理職等の給与等4735万1000円を減額しております。歳入歳出予算の総額はそれぞれ163億3748万4000円で、議案第21号の172億6000万円と比較しますと、9億2251万6000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案30号、それと31号、32号とそれぞれ関係はしますが、1つずつ質問ということよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

はい。

○8番（佐藤文雄君）

31号なんですけど、今、市長が全員協議会で一般会計が否決されたということで、財源問題を指摘を受けたということで提案されたのかなと思いますが、実際には市長の給与がかなり激減するわけですね。これについてこの議会から指摘を受けた問題とどういうふうにかかわっているか、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議会で最初に提案しました26年度の予算案に対しまして財政の危機的な状況にあるという議会がそういう認識をしてくれたわけでありまして、それを受けまして、私がかねてより、議会の言っているかすみがうら市の財政危機と、私が言っている財政危機ではちょっとニュアンスも違うわけでありまして、いずれにしましても財政危機という点では一致を見たわけでありまして。そして、従来私は給与削減については再三再四議会に上程してきたわけでありまして、いずれも否決をされており、今では議会とそういう認識について共有してなかったわけでありまして、今回一部共有できる部分があったということでご理解をいただけるのではないかとということで、東日本大震災の復興の国家公務員の給与削減が行われる今は、かすみがうら市は市の職員が国の職員より5%高いという状態にあるわけでありまして、これのために地方交付税のカットも言われているわけでありまして。そういう中で職員給与をこの際もっと一段と踏み込むべきだと。今回はいわゆる若い職員については波及させない。国家公務員より5%高いうちの1.57%についてのみ給与を削減するべく管理職の給与削減を提案しているわけでございます。そういう立場から、みずからも率先して、みずからの給与を削減すると、そういう提案を行っているところであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議会が財政危機という認識、市長の言う財政危機の認識とはニュアンスが違うが、そういう点では今の財政的な危機を何とかしようという思いのような発言だったと思うんですが、これまで私も何回か指摘していますが、市長が就任されてからこの26年度の当初予算と比べて、職員が75人ですか、減りまして、実際に金額的には6億5000万近く人件費が当初予算と比べて減っているわけですね。市長はこれだけの人権費を削減をしてきているわけですが、これに対してはどのように評価なさっているんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

75名、6億5000万、私の任期中、26年度の予算を見る限り先般の提案予算での数字ですが、6億5000万を削減してきたわけでありまして。そのほか事務事業等あるいは補助金の削減も聖域なく行ってきたわけでありまして、なお下水道とか水道事業は大分減っておりますが、今統合小学校をもしやれば、今回はやらないということで削減しましたので、7億以上、8億ぐらいの統合小学校に関する予算も削減できましたが、学校整備費等はどんどん膨らんでおります。統合が終わるまでは膨らむわけでありまして、これで統合がなくなれば耐震化のみでありますから、ずっと楽になるわけでありまして、そういった中でまだまだそのほか私が推進しております子育てへの手厚い保護をすべきだと。日本の人口減少をとめるべきだと、かすみがうら市から率先してそういう信号を上げていくべきだと。そういう思いの予算を組んだわけでありまして、今回議会で理解を得られなかったと。まだまだ削減が足りないんだと、そういう認識でありますので、さらな

る一段の踏み込みをお願いをしているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長の今回のさらに20%カットするということでは、大した金額ではありませんよね。そういう意味では市長の思いということ、いわゆる政策的な思いということがメインかなというふうに思いますが、茨城新聞でしたかね、市長がもっと今の人件費を2割カットするというようなことを述べていたように記憶するんですが、それはあと今の現状でも2割削減するというお考え、ちょっと確かめたいんですが、ご確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人件費トータルで見ますと、この4年間に私が就任してから、今回の提案している予算が通れば、約7億、6億9000万から7億、4年間で給与削減をやるということになりますので、約2割の人件費削減を達成するわけでございます。そういう中で、交付税を削減されるようなペナルティまで課せられる一人一人の給与については高い給与を払っているわけでありまして。これは人件費の削減は主に数でやったわけでありましてね。人件費そのものを、いわゆる給与カットはやらなかったわけでありまして。そういう中で今民間給与との格差がまだあるわけでありまして、今アベノクスの方向から言ったら、ここでさらに1割とかの大幅な、いわゆる給与カットは行うべきではないと。それよりはむしろもう今、民間企業がぐんぐん上がってきている兆しが出てきております。まだ今のところ兆しではありますが、やがてこれは波及する可能性があります。それが超インフレにつながらなければいいわけでありまして、そこまで行かない、いわゆる緩やかなインフレで給与改定が、民間給与が公務員給与に追いつくような形で上がってくれば私は一番望ましい姿ではないかと。そういうふうに思っておりますので、これ以上の、いわゆる職員給与のカットは今のところは考えておりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私が言ったのは、茨城新聞に、あと2割削減をしたいというような発言があったように記憶しているんですが、それについてちょっと聞きたかったんです。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その2割の意味ですが、いわゆる役所の正職員をまだまだ400名以上擁しているわけでありまして、これはまだまだ大幅なる改善の余地があると思っております。おおむね2割程度はまだまだ目標として持てるのではないかと。それはいわゆる民間委託、PFI、そういったものをフル活用すべきだと。あるいは指定管理者制度、そういったものをフル活用していけば、まだまだ私は2割削減できると。そして、現にそういう自治体はあるわけでありまして、そういう自

治体を先進例として大いに勉強して、推進を図っていききたいと、そういうふうを考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。あと、議案審査のところでお話ししたいと思います。

それから、議案31号の教育長の10%カットなんですが、これに関してでございますが、これは今回の一般会計というか、小学校の統合にかかわって、この一部改正案が否決されたということと関連して10%というカットを打ち出したのでしょうか。それとも全体的なこれまで何回か提案されてはいたけれども、何回か提案されても議会のほうでは否決しておりますが、これはどういう意図で、今の言った一般会計とかかわっての統廃合、これに否決されたということも要因になっているのでしょうか。

それはもう一つは、市長はいいんですが、副市長は対象になっていないでしょう。教育長が対象になっておりますよね。そういうことで、普通だったら副市長も同じ特別職ですから、関連するのかなと思うんですが、そういうことがあるんで、ちょっと聞きたいんです。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、1点目の学校統合が不成立というか、学校統合が無理になったと。議会が通らなかったと。その責任を負っての10%削減かというお尋ねかと思うんですが、これは学校統合が否決になったのは、議会のほうが否決したわけでありまして、教育長の責任ではないと私は思っております。もちろんその責を問うものでもありません。

そして副市長との関連であります。副市長は先般給与削減条例案をかつて何回か出してきたわけでありまして、そのときに、1回目の最初に出したときに副市長の分も出したわけでありまして、県からクレームが来まして。私は実はそれほど強く認識しておらなかったわけでありまして、県から石川副市長が来るに当たって、県幹部とお約束をしたことを思い出しまして、かすみがうらはは給与削減に熱心なようだけれども、副市長の給与はきちんと払ってほしいよということをおっしゃっていただきましたので、それはそのときちょっと撤回したんだか、どうだったか覚えておりませんが、そういう県とお約束を踏まえて、今回は提案しなかったと。かつて提案、2回目以降は多分提案しなかったと思います。そういう経過でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。そういう意味では責任を問うものではないということで、あくまでも市長の政策的な判断で10%を今回また提案をしたということの理解でよろしいでしょうね。

それから、議案32号の5級職以上の職員の給与カットなんですが、これも全体の165億の一般会計予算から比較しますと、たかが0.3%なんです。わざわざこれを今回の一般会計の差しかえというか、出し直しにかかわって出すほどの問題なのかなというふうに私は思うんです。そ

ういうところなぜこれは5級職以上としたんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

たかが0.3%であります、されど0.3%で、ちりも積もれば山で、5000万近い金額になります。5000万という金額は、給食費の1億6000万も否決されておりますし、しかも交付税カットという国からのペナルティーまで示唆されているわけでありますから、それを今までやってこなかったわけであります。そして、それを今からでもおくれればせながらということで、今から実施して、今からでは遅いと財務省が言うかもしれませんが、私は財務省まで行って、こういう誠意を見せて、交付税カットは一銭たりとも許さんぞという姿勢を明確にこの際議会とともに示していきたいと、そういうふうに思っておりますので、ご提案を申し上げたところでございます。

もう一つの要因は、かねてより議会のほうで労組の同意をとれというようなことを指摘を受けておりました。職員組合のほうであります、職員組合のほうで同意をくれるというわけにはなかなかいかないと思うんですが、職員組合のほうに文書は出してありますが、職員組合の組合員というのは一応管理職は外れておりますので、今回は管理職にシフトさせた、傾斜させた削減案を提案させていただいたと、こういうところでございます。そして、また先ほどとも関係しますが、今後若い職員はまだまだ給与水準必ずしも十分とは言えない面もあろうかと思えます。ずっと若い職員について、子育て世代については、そういうところもあろうかと思えますので、今後については民間給与が上がるという、今の状況を踏まえて、民間企業が上がるだろうという期待を込めながら、いわゆる若い職員については公務員についてもできるだけ給与を確保すると、そういう考えからでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、管理職は組合員ではないから、いずれにしても組合との関係、これは同意が条件となるという、そういう主張が議会のほうからあるんで、これについてはすぐにそれが解決する見通しが無いということで、当面この5級職の管理職以上を対象にしてカットを提案したということでございますか。

じゃ、そうすると、この0.3%、たかが0.3%であっても、この5000万というのは給食費の一部に充てることのできるんじゃないかというような発想が今答弁されてますが、そういうことも念頭にあるということなんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは今回の予算でこの5000万そっくり給食費に充てるということではありませんが、いわゆる議員諸兄、または市民全体へのご理解を深める上で、こういうアピールをしていくことは大事ではないかと、そういうふうに思っております。7億になるわけでありますから、これは平年度

ベースで7億でありますから、22年度比平年度ベースで、単年度ベースで7億の人件費削減になるわけでありまして。そして給食費も実施すれば、平年度ベースで1億5000万かかっていくわけでありまして。7億のうちの1億5000万というご理解を市民の皆さんに数字でわかってもらうのには一番わかりやすい数字かなと。決してお金に色がついているわけではありませんから、職員に行くお金がそっくり給食費に回ったということではないわけでありまして、いわゆるインパクト効果あるいはイメージ効果としては非常にわかりやすい説明になるのではないかと。行政改革は給与削減だけではありませんから、事務事業の見直し、補助金の削減、もう多岐にわたるわけでありまして。ですから、色つけすることは決して適切とは思いませんが、数字で見る限り7億対1億6000万だよと。そういうご理解を得やすいんじゃないかと、わかりやすいのではないかと、そういうふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは予算にはそれぞれ財源あって支出があるわけですから、色がついていないと。ただ、アピールする上にはこれが必要なのかなというような発言だったと思います。

それでは、単年度にしたのは何か理由があるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

26年度の1年はこの予算が通れば7億ということになるわけでありまして、単年度ベースでは仮に27年度が同じ人件費だとしても、6億5000万という削減の幅はもうこれは減ることはないと思います。そういった意味で7億ということを行っているわけでありまして。1年間だけというのは、これは交付税との絡みです。地方交付税のペナルティーから外れるという意味合いで1年だけお願いすると。そういう趣旨でございます。私の任期中と、市長と教育長については任期中までですが、これは任期が終わって、もし支持を得られて、2期目になった場合には、その残りの職員と同レベルの期間を、ですから来年の3月31日まで提案をさせていただくつもりでおりますが、それには再選を果たさなければならぬわけでありまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1年限りにしたのは地方交付税のカット、これが示唆されているので、これを回避するにはあと1年間、これで1年間やれば、そのことを総務省なりにきちっと言えば、交付税のカットは避けられるだろうという判断で1年にした。市長が再選された場合は、また同じように、この給与削減については考えていきたいということで答弁されたように思いますが、それを確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

首尾よく当選をさせていただければ、ぜひそうしたいとお約束を申し上げます。

○8番（佐藤文雄君）

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

おはようございます。

佐藤議員と趣旨的なものは同じなんですけど、ちょっと角度を変えてお伺いしたいと思います。

市長も就任以来、はや満了が近づいているところでございます。選挙前の最後の議会、いや、もう一回6月があるのか、そういう中での新たな議案が提出されたわけですけども、市長、これ職員の給与、あと特別職の給与の減額、来年度の当初予算書には入ってませんよね。どうして今回これまた追加で入れてきたんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問の答弁にちょっとダブると思いますが、議会の26年度の予算全体が否決されたわけでありまして、当初出しておいた予算が否決されたわけでありまして、さらに意見書というのがついておりまして、その意見書にはいろいろなことが書いておりました。その意見書の中で、まず冒頭から指摘を受けたのは、私の就任してから借金がふえたということでありまして。しかもかすみがうら市はもう財政危機に瀕して大変だと、そういうことが意見書の中の半分を占めております。そういうことを私も見せていただきまして、私になってから市債がふえたというのは、これは事実ではありません。私は市全体の債務はふやしておりません。市全体の債務はむしろ、今度間もなく基金が26年の5月に会計閉鎖になればわかりますが、基金は25億ふやしております。そして借金は4億減らしております。合わせて29億のいわゆるストックの改善をしております。そういった自信はありますが、議会の中でも債務の多いことは間違いありませんから、ふやしたとか減らしたとかの議論とは別に、相変わらず財政規模を上回るような借金があるわけですから、これは危機と言って何ら不思議じゃないわけでありまして、そういう点では議会でも共有していただいたと。さらに、強く財政危機が叫ばれているわけですから、そういったことを踏まえて、今回初めて議会と私はかすみがうら市の財政危機について共有できたわけでありまして。多少ニュアンスは違うわけでありまして、共有できたという判断のもとに出させていただいておるわけでありまして。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

いつの間にか宮嶋マジックにかかってしまう市民の方がふえるのかなというふうに思い、聞いておりましたが、財政問題、ここで議論する場ではないので、私のほうからは逆質問は財政につ

いては申し上げませんが、一言だけ、私も一般質問の中でかすみがうら市の財政は全国で1,741市町村がある中で上位500番に入っているということは申し上げております。決してそういう表現の仕方の内容で市長のほうにお手元に書類が届いたんであれば、もう少し詳しく読んでいただきたいというふうに思うところであります。

そういう中で、再度質問いたしますが、この職務の5級が100分の6、6級が100分の7、7級の者が100分の8であります、これを削ったことで4級職の方と逆転するような現象は起きませんか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

私のほうで現在確認はしておりませんが、議員さんおっしゃるような逆転の可能性はあるのかなというふうに感じております。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

いつものことですがけれども、余りにも無責任な提案ですね。やはり議案として提出する場合には、ちゃんとそこまで計算して出すのが当たり前でしょう。思いつきばかりでやっているからこういうことになるんですよ。これで逆転したら、また議案に出すんですか、市長。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は逆転は当然あるという前提のもとに出しておりますから、これは当然であります。課長補佐と係長でがたと6%いきなりなるわけですから、だから当然あるのは当たり前であります。それはもう当たり前のことで、それを前提に出してますんで、それでお考えいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

素朴な質問いたしますが、給与というのはどういうものですか、市長。生活の糧というのは当たり前ですがけれども、公務員として、また一般会社でも給与というのはどういうものですか。私思うところは、給与というのは身分の保証、いわゆる公務員の場合には役職があって、その役職に対する給与というのが年々何号俸、何等級ということで昇級、昇格があるわけですよ。片や5級でやっと昇格したと思って、そうしたら何%ですか、100分の6%黙って引かれてしまう。じゃ、俺はもう昇級なんかしないでほしいよと。労働の意欲がここでそがれるんですよ。誰もが部長、課長を目指して役所に入ってくるわけですよ、毎日ネクタイをして。そういう向上心というか、一生懸命やろうという気持ちをそぐような提案なんです、これは。私は結論言ったら何ですが、反対をさせていただきたい。

次に、教育長の報酬削減ですがけれども、教育長はこれに納得しているんですか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

はい、納得しております。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

前にも同じような質問しているかと思うんですが、教育長は校長先生という職を放棄といたしますか、やめられて、それで教育長に就任していただいたわけですがけれども、銭金でかえられる問題ではないですがけれども、誰も生活があるから聞きたいんですが、校長時代と教育長になってからの報酬というのは多分校長時代のほうが多いかと思うんですが、イエスかノーかで結構です。お答え願いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

はい、そのとおりであります。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

このかすみがうら市の教育に骨を埋めるつもりで現職校長を退任され、そして教育長になってくださった方の報酬をここで下げるのはいかがなものかというふうに私の結論といたしますか、考えを申して質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、私のほうからは議案第32号 市職員の給与の特例に関する条例について質問をさせていただきます。

まず1点目は市長にお伺いしたいんですが、職員給与削減の目的としましては、やはり事業を実施するための財源に充てるという意味合いが強いと思うんですが、その事業を実施するための財源として、まず職員給与削減から捻出していこうという考えをお持ちなのかどうか。まず基本的なところでお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それはノーであります。これは職員給与もその一環でありまして、もう何回も何回も繰り返してまいりましたが、財政改善には聖域はありません。全ての分野にわたって徹底的に切るものは

切る、出すものは出す、それが行財政改革であります。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今回の財政見直しですね。予算の見直し、これは敬老祝い金が増額になるということからすると、その財源に充てるために職員給与の削減を行っているのではないかなというふうにもとられるんですね、この時期に同じタイミングで出しているのです。ただし、職員給与の削減額と敬老祝い金の必要額、これと大きくかけ離れているのですけれども、この辺はどのように解釈すればよろしいでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

川村議員が何を言っているのかちょっとわからないんですが、給与削減は4000数百万ですね、5000万弱ですね。今回の提案で。学校統合ももう既に8億もやっていますね。学校統合もなくなるわけですから、7億幾らですね。それから、学校給食も1億6000万近く削減しましたよね。トータルでも9億も減っているんですよ。それで、敬老祝い金はふやしたんですよ。だから、見てのとおり予算でありまして、何も敬老祝い金の300万ふやすために何億もの金を削る必要はないです。それは全部リンクしているわけではないんです。リンクしているわけじゃなくて、基本的な考え方、この市をどう持っていくかと。来年26年度は学校統合はやるのか、やらないのか。給食費をやるのか、やらないのか。そういう基本的な考え方でやるんです。26年度はご指摘のとおり、3つのご指摘を受けたんで、学校給食はやりましょうよと。さっきも言ったように、議会と財政危機については共有できたんで、じゃ、今、交付税カットまでにさらされながら26年度の予算を組んでいるわけでありまして、そこまでやらないで、交付税削減は何とか逃れるための最低限の1.57%の給与削減のご提案でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そこまでの信念、考えをお持ちでしたら、逆に3月4日に議会当初に提出された予算に給与削減等を織り込まれていれば、そういう話も理解はできるんですが、この時点になって、要は駆け込みで突然職員給与削減。あわせてみずからの市長給与も削減するという提案をしているということは、どう見ても私はリンクしているとしか思えないので、質問させていただいたんです。市長が独自で自分の解釈を述べられると同じように、私はそういうふうな見方ができるので、聞かせていただきました。

次に、市長は先ほどから再三交付税のカットについて発言されております。そもそも交付税は法律に詳しい市長ですから、御存じだと思んですが、地方交付税法という法律で規定されて、国はその法の定めに沿って交付することになっております。法が改正されない限り、交付されないということはある得ないというふうに考えるんですが、市長が言われる交付税カットというのはどういうことなんでしょうか。説明をいただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私が交付税カットと言っているんじゃないくて、財務大臣が言っているんです。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私はここに3月3日の新聞記事がありますが、それには「平成25年度中の実施を求めていた公務員給与削減に応じなかった市町村に対し、ことし5月に配分予定の公共事業関連の補助金を減らす方針を固めた」と記載されております。まず、この新聞報道にあるように、対象は25年度中であります。そもそも平成26年ことしの4月1日に施行期日とした条例改正は、この対象からは外れる。対象外であることは明白ではないのかなということをもまず申し上げておきます。そして、本市ではこの3月末に大量の退職者が発生し、平成25年度と平成26年度を比較した場合、実に約10%給与が、人件費が削減されております。この数字は国家公務員給与7.8%カット以上に削減されておりますので、結果的には目標を達成されております。総務大臣の平成26年3月4日の記者会見のコメントからも地域交付金のカットの対象となりますががんばる地域交付金、これについては割増加算も受けられる状況にあると考えますが、これについては担当部長にお伺いしたいんですが、このような認識で間違いはないでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる人件費カットじゃありません。人件費カットじゃなくて、給与水準の削減です。財務省が言っているのは、人件費削減はどこもやっています。国もやっているし、地方も、土浦も石岡もやっていると思います。それは人件費全体の削減です。だから、人数で減らす、あるいは給与で減らす。財務大臣が言っているのは、給与水準の改定です。給与水準、だからラスパイレスです。わかりますよね。給与水準の改正です。それをおくればせながらやって、財務大臣のところへ直訴するというふうには私は思っております。その直訴の際は、かすみがうら市は今言ったように、数ではやっているんだよと。ただ、なかなか議会の理解が得られないで今までできなかったと。そういうことで少し言いわけをして、それをおくればせながら今からやるから、勘弁しろよと、そういうふうには財務大臣にねじ込むつもりでおります。これは私は通ると思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私、ここに新藤総務大臣の記者会見の概要というものをコピーしてきました。新聞記者からの質問で、「補助金の配分はどのような基準にのっとって行う予定なのか」という質問に対して、大臣は「給与水準、いわゆるラスパイレス指数、さらにはプラス職員数の削減率、これも加えたもので算定しているということであります。」と答えているんですね。削減率も費用、交付税算出の根拠になる。もう大臣は発言しているので、わざわざ直訴しなくても実績数値を粛々と申請

すれば、しっかり交付税は下がるのではなくて上がる可能性は大いにあるということをまず申し上げておきます。

あと、先ほど職員給与の削減に当たって、私も前に質問した経過がありますが、職員組合との交渉において、今回のような条例を議会へ提案する際には、労使合意を基本として対応するという文書を市長名で組合のほうへ回答しております。この合意というのは、この約束はまず実行されているのかどうかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

労使合意を基本とするでありまして、労使合意とするではありません。そこをご理解いただきたいと思います。それで、また今回の提案については、いわゆる労組に入っている職員は対象になりませんので、それから私は外れるという見解でおりますが、労組の主張からすれば、年度途中で昇格する例がなくはないので、関係もあるということをおっしゃるので、文書をもって労組には、職組には通知をしたと、そういうことでございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

地方公務員の労働組合というのは民間の組合とはちょっと違うと思うんですね。管理職だから全て組合の対象ではないということではなくて、職員給与という問題に対しては労働組合と話をするというのが、これは公務員の中の労働組合の基本的なスタンスだと思うのですよ。だから、組合員の給料だけを論議する組合ではないというふうに私は聞いております。ですので、今回の職員給与の管理職の改定、先ほど小座野議員が指摘しましたけれども、逆転現象になってしまう。そういうことが果たして職員給与として適正なのかどうかという論議をやはり労働組合としっかり論議して、その合意に基づいて提案すべきだと思います。これはもう市長の考えがそういう考えであるということをおっしゃっているので、全く平行線ですから、これは私の考えとして組合側から聞いた声として伝えておきます。

最後に、管理職の給与削減にあっても、職員組合との合意形成が図られていないということ、その約束をないがしろにしているとしか私は言いようがありません。このような給与カットの条例提案には問題が多くあるということをおっしゃって、質疑を終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑ありませんか。

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

私のほうから再度確認をしたいと思うんですが、34号であります。これはこの前否決しましたけれども、再度組み替えた予算が提出されているところでありますけれども、何回も議案の変更点について説明がありましたが、これは全て取り入れたのか、取り入れないのか、その1点だけ確認をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全て取り入れて、100%取り入れて、さらに多少おまけプラスアルファがついているかなと、そういうふうに理解をしております。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

再度聞きますが、そのおまけというのはどういうことですか。その辺ちょっと聞きたい。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

おまけの部分については、数量的にはかることができないわけでありまして。というのは、先ほども小座野議員の質問でお答えしたと思うんですが、私が重視したのは議会の意見書であります。その意見書の3分の2の部分は延々と財政危機について訴えておるので、その財政危機の認識というのは非常に重大な認識をしておられるということで、私はある面については高く評価したいと。初めてのことでありますから、高く評価したいと。じゃ、その言っていることの100%できたかといえば、これは全然言っていることに対してその数%しかできていないと思います。そういう意味ではプラスアルファ、おまけは幾らでもない。

また、この3点は明確に箇条書きで出ているんですね。敬老祝い金については出せよと。だから、ちょっと私は違和感があるんですが、片や財政危機で77歳のお年寄りに7,000円出すということは、ほかの市町村でやっていないようなことをやるというのは違和感はあるんですよ。違和感あるから当初予算には出していないわけです。でも、財政危機なんだけれども、お年寄りにはばらまけよと。財政危機だから子育ての支援策である給食費の無料化についてはばらまきはだめだよと。私はそこへばらまきたいわけです。子育て支援にばらまきたいわけです、そのために今までやってきたわけですから。しかし、自分の考えは、今回一般会計予算が通らないことには26年度の事業運営というのはうまくいきませんから、もうこの点についてはやむを得ないと。26年度の予算を通すことを最前提にして、3点については100%、プラスアルファは、おまけは、どの部分まで聞けたかについては議会のほうが何%要求したのかをよくお考えいただいて、ご判断をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

わかりました。ちょっと理解しづらいんですけども、その3点の意見を取り入れたということについてはそれでいいんですけども、ほかのことについてはちょっと話をそらされたような気がしますけれども、大変わかりました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第30号ないし第34号の5件については、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託をいたしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会は全員協議会室にて議案の審査を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11時03分

再 開 午後 2時00分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に委員会が開かれ、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長より審査結果報告書が提出をされました。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中身光男君登壇]

○平成26年度第1回議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成26年3月27日に付託された議案第30号ないし議案第34号について、同日に市長、副市長及び教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第30号、議案第31号は異議があり、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと、議案第32号は起立採決の結果、起立者はなく、否決すべきものと決定いたしました。

また、議案第33号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと、議案第34号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成討論から行います。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第30号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

今回の提案にはパフォーマンスだとの批判もありますが、市長の政策的な判断だということでありまして、あえて反対をいたしません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第30号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成討論から行います。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第31号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場でございしますが、教育長は特別職でございます。市長の政策的な判断、これに委ねると教育長本人が納得しているということですので、あえて反対をいたしません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第31号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成討論から行います。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第32号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論します。

58歳以上の管理職を置かないという市長の方針に加え、今回は同管理職員に対する給与の削減であります。既に当市の人件費は大幅に削減されてきております。今年度末には大量の勸奨退職者が出る予定であります。管理職とはいえ、この減給措置はデフレ脱却の鍵は賃金の引き上げだとする今の流れに逆行するものであります。質疑でも明らかになりましたが、5級職の管理職の給与が6%カットされると、4級職職員の給与と逆転することがわかりました。市長は、それは前提だとして当然視しておりますが、これら管理職の給与カットは市職員全体のマインドを低めるものであり、賛成できません。4月からは消費税増税が待っております。まさにダブルパンチの負担になり、生活が脅かされることになるのではないのでしょうか。市長は今後も給与水準を下げると公言し、さらなる人件費削減の目標値を2割とするとしていますが、これでは優秀な人材は集まらない事態にもなってくるのではないのでしょうか。

市長が今なすべきことは、職員の給与削減ではなく、職種に応じて住民に奉仕する公務員としてその役割を發揮させることであり、それを指導助言していくことではないのでしょうか。官民格差を殊さら強調して、市民と職員を分断するようなやり方はやめるべきであります。

以上であります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立なしであります。

よって、議案第32号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第33号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時14分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続き会議を開きます。

続いて、議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第34号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に反対の立場で討論します。

第1に、歳入において管理職職員の給与削減が入っております。これについては今さっき反対をいたしました。

そして、歳出においてであります。さきの18日の本会議で議会が出した意見書案に小中学校給食費無料化の関係予算の削除がありました。この削除については反対をした経過があります。私は、この学校給食費無料化は子育て支援策として有効な施策の一つと考えております。したがって、この学校給食費無料化の削減については反対であります。無駄な事業を見直せば十分に財源はできると考えます。

以上であります。

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

議案第34号 平成26年度一般会計当初予算に対する賛成の立場から討論いたします。

3月4日に提出された新年度予算案の議会の採決結果は否決でありました。その理由は、テレビや新聞等で報道されましたように、1つには、4倍の借金をふやしながら財政運営をしてきたこと。2つには、平成26年度市の貯金である財政調整基金約7億円を取り崩すこと。3つには、平成26年から31年度までに新たに発生する借金は約44億円で、金利を含めた償還総額は約71億円にも膨れ上がる。これら3つの点から財政運営の基本的な考え方に対し、意見書を提出したものであります。指摘したような財政運営を続ければ、間違いなくかすみがうら市は財政破綻の一途をたどることを議会は大変憂慮したからこそその意見書でありました。

あわせて、当該予算案に対し、議会は指摘事項として敬老祝い金給付金については法令を遵守した予算を計上すること。霞ヶ浦地区の小学校統合の関係予算については、市民の合意形成を深めることを優先し、あわせてかすみがうら市としての小学校統合の方針を決定し、確実な財源対策を行うこと。給食費の無料化の予算に対しては財源の長期展望や担保性の点、法に定められた受益者負担を堅持すべきことや、公平性の観点から削除することを求めました。これらの意見書に対し、宮嶋市長にあっては、我々議会のかすみがうら市の将来を憂う切ない思いに突き動かされ、指摘事項を全面的に反映した予算組み替えをし、本予算を提出しております。本案が提出されたということは、まさに我々の指摘した財源なき大型事業と、ばらまきであったことが公の議会の場で証明されたものと言うべきであります。

また、当該予算には組み込まれておりませんが、今後都市計画税が導入されていることも踏まえると、これを契機として、我々はより一層宮嶋市長の監視を強化し、安易な増税策についても議会のチェック機能も引き続き強化していくべきと改めて再確認いたしました。

最後に、市長におかれましては、これを契機として、これまでのみずからの政治運営を改め、きちんとした財政計画を立案し、それらの計画に基づいた実施計画を立てて予算を執行させることを強く指摘して、賛成するものであります。

以上の理由により、平成26年度一般会計予算案に対する賛成討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 請願第 4 号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第2、請願第4号 新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は、会議規則第141条第2項の規定により、平成26第1回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これから平成26年第1回定例会議案審査特別委員会を全員協議会室にて開催をしてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時29分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会より、閉会中の継続審査申し出書が提出されましたのでご報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第14号ないし第20号及び議案第22号ないし第29号

○議長（鈴木良道君）

日程第3、議案第14号ないし第20号及び議案第22号ないし第29号までの15件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中身光男君登壇]

○平成26年度第1回議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成26年3月10日に付託された議案第14号ないし議案第20号、議案第22号ないし議案第29号について、3月18日、19日に市長及び副市长並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第14号ないし議案第20号、議案第28号、議案第29号は異議がなく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第22号ないし議案第27号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付いたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第15号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第16号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第17号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第18号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第19号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論します。私は、応益割の引き上げは当然だとする市長の方針には反対であります。社会保障としての皆

保険制度である国保があるのですから、低所得者に重い負担となる均等割額の引き上げは見直し、もとに戻すべきであります。滞納世帯には1年間の正規の保険証は発行されず、短期被保険者証になりますが、この発行もうなぎ上りです。

現在、1カ月の短期が553世帯、6カ月の短期が533世帯、合わせて1,086世帯に発行しているとしておりますが、実に発行割合は加入世帯の15%にもなっております。対象人数では2,052人で、16%であります。問題は、一般質問での答弁にあるように、短期保険証も持たない世帯が281件あることであります。保険証を持たないため、なかなか医者にかかれず、重症化し、その結果、死亡に至るという事例が数多く報告されております。国民皆保険制度のもとではあってはならない無保険状態であります。改善が求められます。

また、特定健康診査の受診率目標を40%としているようですが、国の指導目標60%からすると余りに低いのではないのでしょうか。健診率の向上で市民の健康管理を促すことが求められております。国保の財政悪化と国保税高騰を招いている現況は、国の予算削減であります。1984年当時の自民党政府は、医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強行し、その後も国保の事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担を縮小、廃止してきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は1984年度の50%から、2008年度には24.1%に半減しております。国保の国庫負担増を政府に求める市町村議会や首長の意見書はその多くが1984年の改悪前の水準に戻すことを要求しております。全国知事会、全国市長会などの地方六団体も国庫負担の増額を求める署名の決議を採択しております。当市でも国庫負担の増額を求める要請を行うことを提案し、討論いたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論します。

後期高齢者医療制度は、2008年4月、自民公明政権が医療構造改革の柱として導入いたしました。75歳以上の人は、それまで加入していた国保や健保など公的医療保険を強制的に脱退させられ、別枠の医療保険制度に囲い込まれました。年齢で区別、差別する世界でも異例の高齢者いじめの医療費の仕組みであります。しかも、保険料が年々上がる仕組みになっています。2年前の保険料値上げで茨城県後期高齢者医療広域連合では、2012年度に16億円の繰越金が発生、それを積み立てた結果、医療給付基金は52億円に達しました。今回はこの52億円の基金を使用することで、来年度の引き上げは避けることができましたが、いずれにしても、年齢で区切って差別する後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、もとの老人健康保険制度に戻すべきであります。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算に反対討論をします。

私は、消費税増税分3%を使用料に転嫁することに反対であります。市町村一般会計については、消費税法第60条で課税は免除されていますので、公共料金に転嫁せず、市民の負担軽減を行うべきであります。加入促進については、加茂・牛渡流域特環下水道の加入率を年次的に5%を目標としておりますが、これでは先の見通しは余りに暗いのではないのでしょうか。加入促進のための財政支援を考えるべき時期に来ていると思います。来年度の生活排水ベストプランの見直しについては、単にこれまでの事業を進めるのではなく、効率のよい排水整備とすべきであります。

以上、提案をいたしまして、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算に反対をいたします。下水道事業特別会計予算と同様に、消費税増税分を使用料に転嫁することに反対であります。

加入促進については、千代田東部地区の加入目標を当面65%としていますが、加入促進を図る組合が解散したことも加入が進まない一つの要因であることがわかりました。加入促進のための抜本的な対策が求められていると考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対をいたします。

介護保険料ですが、昨年度から大幅に引き上げられました。当市は県内で7番目に高い保険料であります。対象となる65歳以上の市民からは、余りに高くなった保険料に悲鳴の声が上がっております。私は保険料の改定の際に、地域支援事業や市町村特別給付費を一般財源で賄うように提案をいたしました。また、保険料の段階を12段階にして、応能によって被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料設定を行うなどで保険料の引き下げが必要だと主張いたしました。

介護保険は、当初サービスを選択できる制度として宣伝されましたが、現実には保険あって介護なしという状況であります。必要な介護が利用できずに苦しんでいるのは低所得者だけではありません。家族介護から社会で支える介護へ、介護の社会化という当初の看板に反して、介護保険は繰り返し改悪され、負担増や介護取り上げが進められてきました。在宅での生活はますます難

しくなり、施設の順番待ちも深刻であります。

厚生労働省が25日に発表した特養ホームへの入所待機者は52万人にもなっております。介護保険は今後軽度の要支援者へのホームヘルプ、デイサービスを市町村に移行させようとしていますが、県社会保障推進協議会が行った県内自治体への調査では、3割以上が不可能だと答えております。現在の人員体制では無理、市町村に格差が生じる。介護サービス低下が心配などなどの意見が寄せられました。国に対して社会保障の改悪をやめるよう働きかけることが必要ではないでしょうか。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算に対して反対の立場で討論をいたします。

水道事業会計への一般会計からの補助金が年々削減されていますが、補助金は水道会計の健全な運営には欠かせないと考えます。今回は前年と同額でありましたが、消費税増税3%分を吸収するのに必要な補助金額は2600万円であります。私は、この分を増額して転嫁は避けるべきだと考えます。

一方で、来年度予算では県中央広域水道からの受水量を現行契約日量1,400トンに2,100トンに増量するとしております。これによる給水原価への影響額は平成24年度決算ベースと比べると10円近く引き上がります。当市の水道会計の健全な運営を考えれば、地下水を最大限有効活用して、県からの受水量を最小限にとどめるべきであります。一般質問でもいただきましたが、平成3年当時出島村長であった宮嶋市長が、県中央広域水道用水事業に対して行った日量2,500トンの増量要請を含む計6,700トンの実施協定水量について、当市の実情に見合う数値に変更するよう県に対して正式に申し入れを行うべきだと考えます。そして、霞ヶ浦導水事業などの無駄な水開発をやめるよう要請すべきであります。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案28号 石岡地方斎場組合規約の変更についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま市長から諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について並びに諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこの2件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号並びに諮問第2号の2件を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案を配付いたさせます。

[議案書配付]

追加日程第1 諮問第1号並びに諮問第2号

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について並びに諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

平成26年6月30日をもって任期満了となるかすみがうら市〇〇〇〇〇〇〇〇の鈴木伊津子氏を委員候補者として引き続き法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願います。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について。

平成26年6月30日をもって任期満了となるかすみがうら市〇〇〇〇〇〇〇〇の宮本君代氏を委員候補者として引き続き法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願います。

○議長（鈴木良道君）

続いて、諮問の趣旨説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本年6月30日をもって任期満了となるかすみがうら市〇〇〇〇〇〇〇〇の鈴木伊津子さんを委員候補者として引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について。

同じく本年6月30日をもって任期満了となりますかすみがうら市〇〇〇〇〇〇〇〇の宮本君代さんを委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

諮問第1号及び諮問第2号は人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定をいたしました。

続いて、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第4 請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第4 請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書につきましては、3月7日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第1号については全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第1号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第

109条第6項の規定により、委員会において、議長宛てに意見案を提出することと決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第1号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 5 委員会発議第4号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第5、委員会発議第4号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第4号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 請願第 2 号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第6、請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は産業建設委員会に付託をしております。

これより、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会委員長報告。

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっている請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書について、3月7日に委員会を開催し、紹介議員の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果、請願第2号については全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第2号については意見書提出を求める請願であったため、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、委員会報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第2号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第2号は委員長の報告のとおり採択をされました。

日程第 7 委員会発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第7、委員会発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第5号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査について

○議長（鈴木良道君）

日程第8、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

政治倫理条例検討特別委員会委員長並びに平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第9 閉会中の所管事務調査について

○議長（鈴木良道君）

日程第9、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これを持ちまして本日の会議を閉じ、平成26年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会といたします。

会期24日間にわたる慎重なご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 小 松 崎 誠

かすみがうら市議会議員 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄